

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		平成 27 年度 政策経営会議（第 14 回）
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成 27 年 12 月 8 日（火） 午後 3 時 30 分～4 時 00 分
開催場所		庁議室
議題		1. 豊島区立産業労働プラザ条例（仮称）の制定等について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項につ いて審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長(2)・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・企画課 長・財政課長・行政経営課長、区長室長
	説明者	文化商工部長、生活産業課長、文化デザイン課長、施設計画課長、施設整備課 長、男女平等推進センター所長、区民部長、区民活動推進課長、地域区民ひろ ば課長
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

案件 1：豊島区立産業労働プラザ条例（仮称）の制定等について

（1）案件の説明

勤労福祉会館大規模改修にあたり、勤労福祉会館条例を廃止し、新たに豊島区立産業労働プラザ条例（仮称）を制定することとしたい。平成 29 年 4 月のリニューアルオープンに向けては、これまでの中小企業で働く勤労者の文化、教養及び福祉の向上という目的に加え、廃止となる生活産業プラザが担っていた中小企業の振興を図り、地域経済の発展に寄与することを規定し、併せて施設名称について変更するものである。なお、愛称名も平成 28 年度に公募する予定である。

会議室等の利用にあたっては、申込時期を変えるなど区民優先規定を設けていく。使用料の算出にあたっては、現在の区民センターや生活産業プラザ、勤労福祉会館時の使用料等を勘案して均衡を保つように設定している。また、利用率向上や収入確保につながる活用策も取り入れていく。条例の施行期日は平成 28 年 4 月 1 日とし、新しい施設は区長が別に定める日から利用に供することとしていきたい。

主なフロアレイアウトは、1 階に指定管理者の事務室が、区事務室としては区民ひろば西池袋(2 階)、男女平等推進センター(3 階)、区民活動センター(4 階)、郷土資料館(7 階)が入る。関係団体としては、4 階に東京商工会議所豊島支部、豊島産業協会、豊島区商店街連合会、西商連/西地区開発委/ゼファーが入居することになる。

（2）主な意見と質疑

副区長：施設内に入る関係団体への事務室貸付料はどうなっているのか。

説明者：まだ決定とは聞いていないが、これまで使用許可であったものを貸付けに切り替えることになる。

副区長：各団体が施設に入る考え方はきちんと整理しておくように。

区 長：施設名称の案はどのような観点で考えたのか。

説明者：生活産業プラザの位置づけをこちらに移すことから「産業」という言葉を入れることと、勤労福祉会館の機能を継承することを念頭に考えた。勤労福祉会館は財調算定にも入っている。

区 長：施設の名称は大事である。理由等も含めてきちんと決めていきたい。

副区長：今日は時間の関係もあるので、改めてこの会議に諮るようしてほしい。

（3）結論

継続審議とする。

会議の結果	1. 豊島区立産業労働プラザ条例（仮称）の制定等について ⇒継続
-------	-------------------------------------

提出された資料等	1. 豊島区立産業労働プラザ条例（仮称）の制定等について
----------	------------------------------